

重要事項説明書(東京電力パワーグリッド株式会社供給区域)

当社が媒介を行いお客様と株式会社イーネットワークシステムズが締結する「ガソリンスタンド向けプラン」の小売供給契約（以下「需給契約」といいます。）について電気事業法施行規則第三条の十二（供給条件の説明等）の規定に従い、次の通りご説明いたします。

<p>■ 小売電気事業者の名称及び登録番号</p> <p>株式会社イーネットワークシステムズ（以下「イーネットワークシステムズ」といいます。） 登録番号A0067</p>												
<p>■ 媒介等の有無、媒介業者等の名称</p> <p><input type="checkbox"/> 代理 ■ 媒介 <input type="checkbox"/> 取次 株式会社リブエナジーシステムズ（以下「当社」といいます。）</p> <p>liveenergy_denki@mitsuwagroup.co.jp</p>												
<p>■ 連絡先、時間帯</p> <p>申込状況の確認、解約、各種変更手続き、苦情及び問合せ、その他ご不明な点等はイーネットワークシステムズへお問合せください。</p> <p>イーネットワークシステムズ コールセンター 03-6834-2212</p> <p>受付時間 9:00～18:00（土日祝日を除く） ※緊急のご用件については全日24時間承ります。</p>												
<p>■ 需給契約の申込みの方法</p> <p>あらかじめイーネットワークシステムズの電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）の内容を承諾いただき、イーネットワークシステムズ指定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載のうえ、お申込みいただきます。</p>												
<p>■ 電気供給開始予定日</p> <p>供給開始予定日は、原則として以下の通りとなります。</p> <p>なお、供給開始日は、供給開始後に改めて書面又はホームページ又は電子メール等のイーネットワークシステム所定の電磁的方法によりお客様にお知らせいたします。（お申し込み時のお客様情報の誤り、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）との手続き等により、所定の手続きに時間を要する場合があります。その場合には、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none">・スマートメーターが設置されていない場合:お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日・スマートメーターが設置されている場合:お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日												
<p>■ 小売供給に係る料金・契約種別の内容</p> <p>1. 契約種別の内容</p> <p>(1) 従量電灯1（東京LM）</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>① 基本料金</p> <p>従量電灯1（東京LM）の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。（税込）</p> <table border="1"><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,123 円</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,404 円</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,684 円</td></tr></table> <p>② 電力量料金</p> <p>従量電灯1（東京1LM）の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。（税込）</p> <table border="1"><tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>19円52銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>26円00銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>30円02銭</td></tr></table>	契約電流 40 アンペア	1,123 円	契約電流 50 アンペア	1,404 円	契約電流 60 アンペア	1,684 円	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円52銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円00銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円02銭
契約電流 40 アンペア	1,123 円											
契約電流 50 アンペア	1,404 円											
契約電流 60 アンペア	1,684 円											
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円52銭											
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円00銭											
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円02銭											

(2) 従量電灯 2 (東京 2LM)

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

① 基本料金

従量電灯 2 (東京 2LM) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。 (税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280 円 80 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 2 (東京 2LM) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 02 銭

2. 料金の計算方法 (詳細は電気供給約款をご参照ください。)

契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。

なお、料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除き小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。再生可能エネルギー発電促進賦課金については端数を切り捨てるものとします。

■ 電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担

電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によってはメーター取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。

その際は、イーネットワークシステムズ、又は電力会社のいずれかより事前にお客様へ連絡させていただきます。

■ その他の負担

お客様が次のいずれかに該当し、イーネットワークシステムズが電力会社の託送供給等約款 (以下「託送供給等約款」といいます。) に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、イーネットワークシステムズはお客様から違約金相当額をお支払いいたします。

1. 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。
2. 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。
3. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
4. 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。
5. お客様が支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、イーネットワークシステムズは支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて延滞利息 10%を申し受けることがあります。
6. お客様が故意又は過失によって電力会社の設備を損傷・亡失し、イーネットワークシステムズが託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、イーネットワークシステムズはお客様から賠償金相当額をお支払いいたします。
7. お客様が支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合等には、イーネットワークシステムズに対して保証金を預けていただくことがあります。
8. お客様が契約電流、契約容量をこえて電気を使用された場合には、電力会社およびイーネットワークシステムズの責めとなる理由による場合を除き、イーネットワークシステムズは当該超過分につき料金表により計算される基本料金の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金としてお客様から申し受けます。

■ 不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。

1. 過去電力使用量の照会不可。

2. 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。（複数年契約などの場合）
3. ガソリン割引の失効。
4. 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。

■ 契約電力又は契約電流量の定め

従量電灯 1	従量電灯 2
原則：契約電流 30 アンペア以上 60 アンペア以下	原則：契約容量 6 キロボルトアンペア 以上 50 キロボルトアンペア未満

契約電力、契約容量、契約電流はお申し込み頂いた内容に基づき適用いたします。

■ 供給電圧及び周波数

イーネットワークシステムズはお客様の供給設備を確認のうえ、次の電圧で電気を提供します。

供給電圧 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト/および 200 ボルト、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトのうち従前のものと同じとします。

周波数 50Hz

■ 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

1. 計測は、電力会社が行います。
2. 料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
3. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

■ 小売供給に係る料金、その他のお客様の負担となるものの支払方法

電気料金は原則としてイーネットワークシステムズ取扱いのクレジットカードにてお支払いいただきます。

■ 託送供給等約款に定められたお客様の責任について

1. お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客様の負担で必要な措置を講じていただきます。
2. イーネットワークシステムズ及び電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。
3. 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客様には当該設備の施設場所を電力会社は無償で提供していただきます。
4. 電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物を無償で使用することができるものとします。
5. お客様は電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社及びイーネットワークシステムズに速やかにその旨を通知していただきます。また、お客様が電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社及びイーネットワークシステムズに通知していただきます。
6. お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。

■ お客様からの申出による需給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担

1. 需給契約の変更及びお引越し（転居）に伴う解約については、冒頭 3 項目記載の連絡先までご連絡ください。
2. 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、イーネットワークシステムズ及び当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
3. お客様が、契約容量又は契約電力を新たに設定又は増加した日以降 1 年に満たないで、電気の使用を終了しようとし又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、イーネットワークシステムズが託送供給等約款に基づき電力会社から料金及び工事費等の支払いを求められたときは、イーネットワークシステムズはお客様からその求められた料金、工事費等相当額及び解約事務手数料

5, 400円（税込み）をお支払いいただきます。

4. 需給契約の変更又は解除が料金の算定期間中に行われた場合であっても、当該月の基本料金は全額申し受けます。

■ 需給契約の成立及び契約期間、更新

1. 需給契約は、イーネットワークシステムズがおお客様からの申込みを承諾したときに、電気供給約款の定めに従い、おお客様とイーネットワークシステムズとの間で成立します。
2. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
3. 契約期間満了に先だって需給契約の消滅又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ イーネットワークシステムズからの申出による需給契約の変更又は解除

1. イーネットワークシステムズは、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等によりイーネットワークシステムズが必要と判断した場合には、電気供給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を三ッ輪産業のホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
2. 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、おお客様がイーネットワークシステムズの電気供給約款に違反した場合には、イーネットワークシステムズから需給契約を解約することがあります。

■ 供給の停止、中止

1. おお客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、おお客様がイーネットワークシステムズの電気供給約款に違反した場合には、電力会社により電気の供給の停止が行われることがあります。
2. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上又は保安上必要がある場合、電力会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。

■ 損害賠償の免責

1. 当社の媒介によりイーネットワークシステムズが電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それが当社及びイーネットワークシステムズの責めとならない理由によるものであるときには、当社及びイーネットワークシステムズは、おお客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
2. 電力会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社及びイーネットワークシステムズはおお客様に対して何らの責任を負いません。
3. 電力会社の責めとなる理由があることをもって、当社及びイーネットワークシステムズの責めとなる理由があることにはならないものとします。

■ 電子交付について

イーネットワークシステムズは電気供給約款、各種説明書、各種案内等の内容を、書面の交付又はホームページ、電子メールなどのイーネットワークシステムズ所定の電磁的方法により、おお客様に交付します。

■ 暴力団排除

1. おお客様には、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。
2. おお客様が当該確約に違反した場合、イーネットワークシステムズは需給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

■ 管轄裁判所

需給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。